

## 地域包括支援センターの連絡先及び担当圏域一覧

平成30年1月1日現在

センター名	所在地／電話番号	担当圏域	
		地域自治区	町・丁・大字名
小戸・橋地区	松山2丁目2番42号 如月おおぞら別館1階 ☎29-5073	小 戸 中央東の一部	大工1～3丁目 鶴島1～3丁目 松橋1、2丁目 末広1、2丁目 元宮町 高松町 西高松町 南高松町 北高松町 千草町 中央通 上野町 橋通西1～3丁目 橋通東1～3丁目 広島1、2丁目 別府町 老松1、2丁目 宮田町 旭1、2丁目 川原町 瀬頭町 瀬頭1、2丁目 松山1、2丁目 吾妻町 堀川町
中央東・檍北地区	新別府町久保田683番地1 ☎60-0828	中央東の一部	橋通西4、5丁目 橋通東4、5丁目 錦本町 錦町 丸島町 柳丸町 大和町 青葉町 高千穂通1、2丁目 下原町 江平町1丁目 江平中町 江平東1、2丁目 江平西1、2丁目 江平東町 権現町 北権現町 宮崎駅東2、3丁目
		檍の一部	阿波岐原町 山崎町 新別府町 浮城町 吉村町の一部*1 *1)吉村町の一部は新別府川および権現通りより北側の地域
中央西地区	祇園1丁目50番地 宮崎市心身障がい者福祉会館2階 ☎64-8597	中央西	清水1～3丁目 大橋1～3丁目 和知川原1～3丁目 西池町 原町 花殿町 中津瀬町 丸山1、2丁目 船塚1～3丁目 霧島1～5丁目 祇園1～4丁目
檍南地区	吉村町大町甲1922番地1 ☎23-0001	檍の一部	永楽町 昭和町 曽師町 大王町 中西町 潮見町 一の宮町 田代町 小戸町 新栄町 昭栄町 日ノ出町 梶原町 出来島町 高洲町 新城町 前原町 宮脇町 浄土江町 港1～3丁目 港東1～3丁目 宮崎駅東1丁目 吉村町の一部*2 *2)吉村町の一部は新別府川より南側かつ権現通りより南側の地域
東大宮地区	大島町本村202番地2 ☎22-0808	東大宮	村角町 大島町 波島1、2丁目 東大宮1～4丁目 桜町
大宮地区	神宮東1丁目2番27号 宮崎市北部老人福祉センター内 ☎61-1789	大 宮	池内町 下北方町 平和が丘北町 平和が丘東町 平和が丘西町 南方町 矢の先町 神宮東1～3丁目 神宮西1、2丁目 神宮1、2丁目 神宮東町 神宮町 花ヶ島町 南花ヶ島町
住吉地区	大字島之内7395番地1 はまゆうビル105号 ☎65-8080	住 吉	大字芳士 大字新名爪 大字島之内 大字広原 大字塙路
北地区	大字瓜生野2286番地1 ☎36-0902	北	大字上北方 大字瓜生野 大字大瀬町 大字糸原 大字金崎 大字吉野 大字堤内
大塚台・生目台地区	大塚台西2丁目18番地1 大塚台地域事務所内 ☎62-3671	大塚台	大塚台東1、2丁目 大塚台西1～3丁目
		生目台	生目台東1～5丁目 生目台西1～5丁目
生目・小松台地区	大字浮田3121番地1 児玉ビル1階3号 ☎62-3855	生 目	大字浮田 大字生目 大字長嶺 大字細江 大字富吉 大字有田 大字跡江 大字小松 大字柏原
		小松台	小松台北町 小松台東1～3丁目 小松台西1～3丁目 小松台南町 桜ヶ丘町
大塚地区	大塚町乱橋4550番地2 ☎65-8181	大 塚	大塚町 江南1～4丁目
大淀地区	花山手東3丁目25番地2 宮崎市総合福祉保健センター内 ☎55-1010	大 淀	大淀1～4丁目 東大淀1、2丁目 太田1～4丁目 中村東1～3丁目 中村西1～3丁目 南町3丁目 淀川1～3丁目 谷川1～3丁目 谷川町3丁目 天満1～3丁目 天満町 京塚1、2丁目 京塚町 大坪東1～3丁目 大坪西1、2丁目 大坪町 花山手東1～3丁目 花山手西1、2丁目 福島町 福島町1～3丁目 古城町 北川内町 源藤町 薫る坂1、2丁目
赤江地区	恒久3丁目30番地24 ☎63-5310	赤 江	大字恒久 恒久1～6丁目 恒久南1～4丁目 城ヶ崎1～4丁目 宮の元町 月見ヶ丘1～7丁目 大字田吉の一部(赤江東中学校区・赤江中学校区) 大字赤江の一部(赤江東中学校区・赤江中学校区) 大字本郷北方の一部(赤江東中学校区・赤江中学校区) 大字本郷南方の一部(赤江中学校区)
本郷地区	本郷南方4061番地 Aコープ赤江南店敷地内 ☎72-6001	本 郷	希望ヶ丘1～4丁目 本郷1～3丁目 大字郡司分 東宮1、2丁目 まなび野1～3丁目 大字田吉の一部(本郷中学校区) 大字赤江の一部(本郷中学校区) 大字本郷北方の一部(本郷中学校区) 大字本郷南方の一部(本郷中学校区)
木花・青島地区	学園木花台桜2丁目28番地4 ☎63-8111	木 花	大字熊野 大字加江田 大字鏡洲 学園木花台西1、2丁目
		青 島	学園木花台北1～3丁目 学園木花台南1～3丁目 学園木花台桜1、2丁目
佐土原地区	佐土原町下田島20660番地3 ☎48-7007	佐土原	佐土原地区全域
田野地区	田野町甲2818番地 宮崎市田野総合支所内 ☎86-5115	田 野	田野地区全域
高岡地区	高岡町内山2887番地 宮崎市高岡総合支所内 ☎30-9426	高 岡	高岡地区全域
清武地区	清武町西新町1番地1 宮崎市清武総合支所内 ☎55-6330	清 武	清武地区全域

\*正式名称は、「宮崎市〇〇地域包括支援センター」になります。(下線部分に上の表のセンター名が入ります。)

問い合わせ先 宮崎市役所 福祉部 介護保険課 橋通西1丁目1番1号 TEL 21-1777 FAX 31-6337

**UD FONT** ユニバーサルデザイン (UD) の考えに基づいた見やすいデザインの文字を採用しています。



環境に配慮し、古紙配合率80%以上・グリーン購入法  
総合評価値80以上の用紙及び植物油インキを使用しています

禁無断転載©東京法規出版  
KG012490-1587522

## あなたの身近なパートナー

# 地域包括支援センター をご利用ください



地域包括支援センターは、みなさんが住み慣れたまちで安心して暮らしていくために必要な援助や支援をする高齢者の総合相談窓口です。

主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師等が中心となって、みなさんからのさまざまなお悩みを聞いたり介護予防や健康づくりを支援したりしながら、安心できる地域、暮らしやすい地域をつくります。



主任ケアマネジャー



社会福祉士



保健師等

宮 崎 市

## 地域包括支援センターでは こんな仕事をしています

総合相談業務

いろいろな相談ごとを  
受け付けています ➡ 4ページへ

介護予防に  
取り組みましょう

介護予防や健康づくりを  
支援します ➡ 5ページへ

権利擁護

みんなの財産や権利を  
守ります ➡ 6ページへ

地域のネットワーク  
の強化と活用

みんなが暮らしやすい  
地域をめざして ➡ 7ページへ

## 介護保険法の本旨

(目的)

### 第一条

この法律は、要介護状態となっても、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(介護保険)

### 第二条

保険給付は、要介護状態又は要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われる。

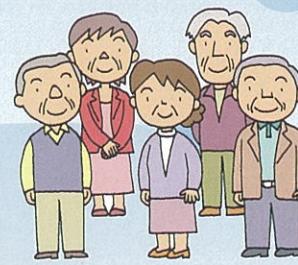
(国民の努力及び義務)

### 第四条

国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、その有する能力の維持向上に努めるものとする。

※介護保険法本文を抜粋し、編集しています。

## みんなで歩もう 地域包括ケアの未来へ



住まい 介護予防 生活支援 介護 医療 認知症 医療介護連携 の7つのキーワードから、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるよう、みんなでつながり支え合える地域づくりを推進しています。

人口の減少に伴い支え手が減っていくなかで、住民がつながり支え合う取組を育んでいくことはとても大切なことです。

自分の暮らす地域をより良くしたいという皆さんのが主体性が、多くの参加、活躍できる場を生み出し、生きがいと安心感のある生活につながります。

出来るかぎり健康で自立した生活を送るために、普段から健康を意識して、自発的に運動や活動を活発にすることで、その取組は地域に広がります。

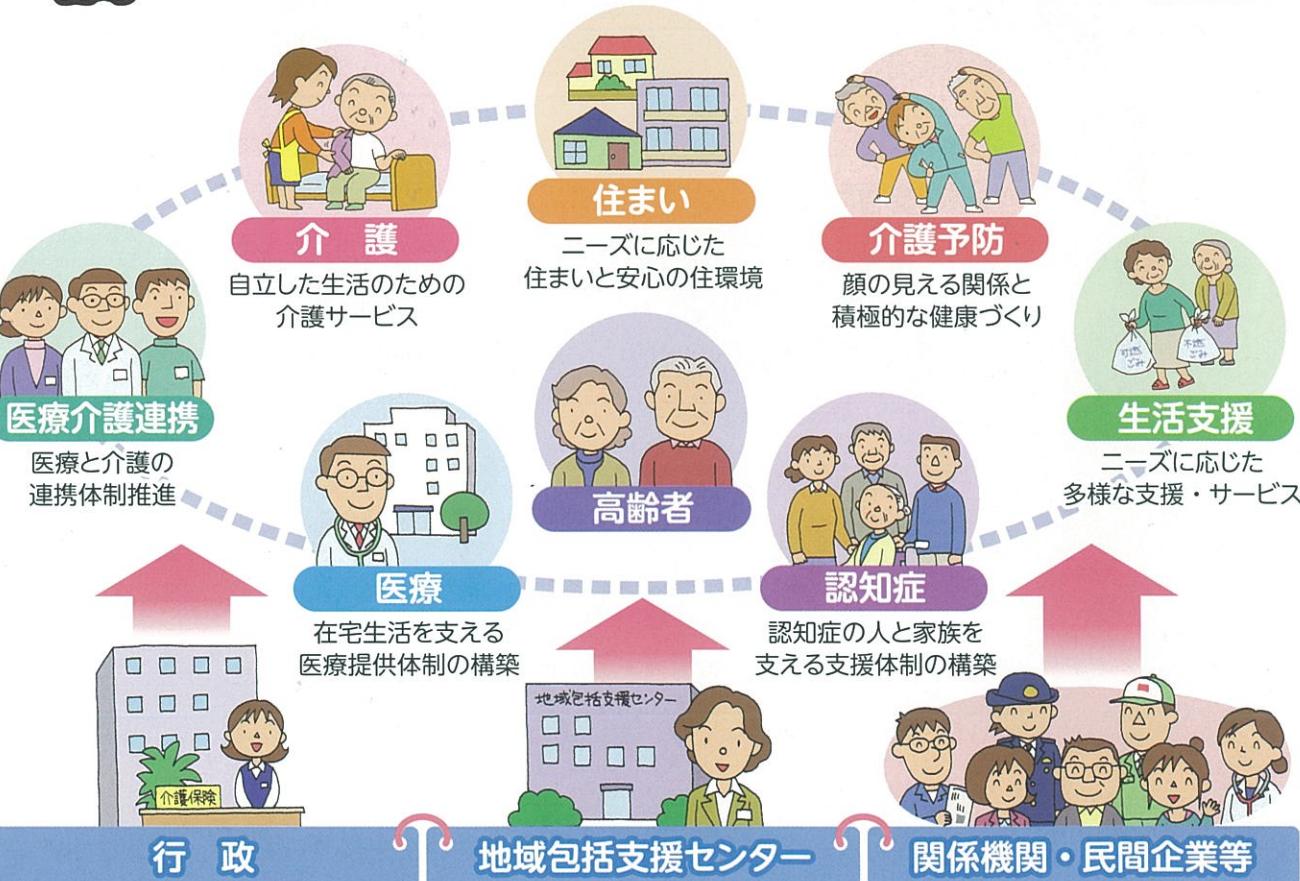
そして、状態が悪くなってしまっても、包括的に多様なサービスの提供体制を築くことで、住み慣れた場所でその人らしい生活を送れます。

そのようなみんなが笑顔でつながるまちを一緒につくっていきましょう！

ぐるみん  
宮崎

地域ぐるみの支え合い

～ともに支え合い、いつまでも安心して暮らせるまちづくり～



ぐるみん宮崎（支え合いの仕組み）をつくるには、地域のさまざまな人びとの参画や協働が不可欠です。地域包括支援センターは、地域とつながり、みなさんや行政、関係機関、民間企業などと力を合わせて地域づくりを推進します。

# いろいろな相談ごとを 受け付けています

## 総合相談業務

### なんでもご相談ください

どこに相談してよいか分からない心配ごとや悩みなどは、まず地域包括支援センターにご相談ください。介護に関する以外に、健康や福祉、医療や生活、認知症に関する事、高齢者だけでなく、その家族、近隣に暮らす人の高齢者に関する相談もお受けします。相談を受けた地域包括支援センターは適切な機関などにつなぎ、連携してみなさんを支援していきます。



#### 高齢者の みなさん



生活や健康について、困ったことや心配ごとなどご相談ください。

#### たとえば…

- 前にできていたことができなくなったので、今の健康を維持したい
- 要介護（要支援）認定の申請をしたい
- 介護予防・日常生活支援総合事業について知りたい
- お金の管理に自信がなくなってきた

など

#### ご家族の みなさん



一人暮らしの親の心配ごと、介護での疲れや悩みなどご相談ください。

#### たとえば…

- 利用できるサービスを知りたい
- 介護に疲れた
- 親が振り込め詐欺の被害にあうのではと心配

など

#### 高齢者の 近所のみなさん



近所の高齢者に関する心配ごと、気になることなどご相談ください。

#### たとえば…

- 外出している姿を見かけなくなった高齢者がいる
- 近所に、高齢者を怒鳴っているような声がする家がある

など

#### そのほかにも…

- サービス事業者に不満があるが、直接言いづらい
- 近所に住む一人暮らしの高齢者が、最近徘徊をしていて心配だ
- 地域の高齢者と交流できるサークルなどを教えてほしい

など、どんな悩みでもご相談ください。

# 介護予防や健康づくりを 支援します

## 介護予防に取り組みましょう

宮崎市は  
平成29年4月  
より実施

### 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の利用を支援します

#### 総合事業 対象者

##### ● 介護予防・生活支援サービス事業

- ①要支援1・2の認定を受けた人（要支援者）
- ②基本チェックリストにより、生活機能の低下がみられた人（事業対象者）

##### ● 一般介護予防事業

- 65歳以上のすべての高齢者

### ● 介護予防・日常生活支援総合事業のサービス

※くわしくは地域包括支援センターへお問い合わせください。

#### 介護予防・生活支援サービス事業

要支援1・2の認定を受けた人と、基本チェックリストを受けて事業対象者と判断された人が利用できます。

- 従来の介護保険における介護予防サービスの訪問介護や通所介護と同様のサービスに加えて、家事援助スタッフによる訪問型サービスや専門職による自立支援を目的とした短期集中的な通所型サービスなどが利用できます。



#### 一般介護予防事業

65歳以上のすべての人が利用できます。基本チェックリストを受ける必要はありません。

##### ● 健康運動教室

地域の団体からの要請に応じて自治公民館等に健幸運動指導員を派遣し、宮崎いきいき健幸体操<sup>®</sup>を実践する健康運動教室の開催を支援します。また、老人福祉センター等で申込み不要で参加できる運動教室を市内8会場で開催しています。日程等は介護保険課へお問い合わせください。



※その他の事業については介護保険課へお問い合わせください。

★宮崎いきいき  
健幸体操とは…  
宮崎県立看護大学と  
共同開発した11種類  
のメニューからなる介  
護予防のプログラム

### 「要介護・要支援認定の申請や、 介護予防サービスの利用を支援します」

介護サービスや介護予防サービスを利用する場合は、本人や家族などが市役所の担当窓口に「要介護（要支援）認定の申請」をする必要があります。地域包括支援センターでは「要介護（要支援）認定の申請」の手続きの代行をしています。その後、市役所で本人の心身の状態が審査されて「要介護1～5」「要支援1・2」「非該当」の要介護状態区分（介護を必要とする度合い）が決定し、その区分に応じたサービスを利用します。

また、要支援1・2と認定された人は、地域包括支援センターで「介護予防ケアプラン」を作成してもらい、介護予防サービスや介護予防・生活支援サービス事業を利用します。

# みんなの財産や権利を 守ります

## 権利擁護

### 判断能力が十分でない人の財産や生活を守ります

高齢者が認知症などにより判断能力の低下がみられ、適切な介護サービスの利用契約や財産管理等を行えなくなった場合、成年後見制度の利用をおすすめしています。

また、認知症等により、将来安心した生活が送れなくなるのではないかという不安を持つ方には、任意後見制度を利用する方法がありますので、地域包括支援センターまたは市役所へご相談ください。

#### 成年後見制度 とは

認知症や知的障害などにより、判断能力が十分でない人の権利と財産を守り支援する制度です。財産管理や日常生活でのさまざまな契約などを結ぶときに、成年後見人などが代理権行使して不利益をこうむったり悪質商法の被害にあったりするのを防ぎます。



### 安心して暮らせるようにトラブルから守ります



高齢者を狙った詐欺は、身内を心配する気持ちにつけ込んだり、不安をあおってお金をだまし取ろうとする手口が目立っています。怪しいと思ったら、困ったときは、すぐに地域包括支援センターにご連絡ください。警察や消費生活センターなどと協力して対応します。



### みんなの尊厳、財産、心身を守ります

地域包括支援センターでは、高齢者虐待防止の取組支援をしています。虐待を防ぐには第三者が介入するなど、虐待に至る悪循環を止めることが必要です。

虐待に気づいたり、虐待かもしれないと思った場合は、地域包括支援センターまたは市役所までご連絡ください。

# みんなが暮らしやすい 地域をめざして

## 地域のネットワークの強化と活用

### みんなへ質の高いサービスの 提供に努めます

地域包括支援センターは、多様な生活課題を抱えている高齢者が安心してその人らしい生活を送るために、さまざまな社会資源を活用し、関係機関と連携しながら継続的に支援を行います。また、地域のケアマネジャーが円滑に仕事ができるように支援や指導をして、質の高い支援の提供に努めています。



### 多方面からみんなを支えます

そのほかにも、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、さまざまな職種や機関と連携するための地域のネットワークづくりをすすめています。地域のなかで切目なく一貫して支援を受けて暮らし続けることができるよう、また、災害や虐待にあった場合などの緊急時には、すばやく対応できるネットワークの体制づくりで高齢者の生活全体を支えています。

